

令和8年2月 双葉町農業委員会 定例総会会議録

1. 日 時 令和8年2月19日(木) 13時30分開会

2. 場 所 双葉町役場1階大会議室

3. 招 集 者 双葉町農業委員会会長 澤上 榮

4. 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可後の事業計画申請
について

5. 出席委員

農業委員

議席1 鵜沼 久江 委員 議席2 井戸川 弘幸 委員 議席3 大森 成広 委員

議席4 山田 和男 委員 議席5 木幡 治 委員 議席6 林 和男 委員

議席7 志賀 睦 委員 議席8 澤上 榮 委員

農地利用最適化推進委員

渡辺 浩美 委員

6. 職務のため会議に出席した者の氏名

参事兼農業振興課長兼農業委員会事務局長 中野 弘紀

農業振興課技査(農業委員会事務局併任) 石井 拓郎

農業振興課副主査(農業委員会事務局併任) 森田 詢平

7. 開会

【中野事務局長】

皆さんこんにちは。

定刻になりましたので、只今より、双葉町農業委員会令和8年2月定例総会を開催いたします。会長からあいさつをお願いします。

【澤上会長】

みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

今年の2月は、カレンダーを見たら4週しかないですね。少し得した気分になります。

今日は、農地法第5条第1項の規定による許可申請が2件、事業計画変更申請が1件ございます。よろしくお願いします。

【中野事務局長】

ありがとうございました。

議事に入ります前に、中野推進委員、榎内推進委員、高玉推進委員、新川推進委員より欠席の連絡がありましたので報告いたします。

それでは、会議規則第5条の規定により会長を議長としまして議事を進行いたします。よろしくお願いいたします。

【澤上会長】

ただいまの出席は8名です。定足数に達しておりますので、これより令和8年2月定例総会を開会いたします。

議事に入る前に事務局の方から、会務報告をお願いします。

【中野事務局長】

それでは報告させていただきます。

まず、1月22日、1月定例総会。双葉町役場1階大会議室、農業委員8名、農地利用最適化推進委員3名。そして私、中野と石井技査、森田副主査が出席しております。

1月27日、許可の条件を履行したことの証明申請に伴う現地確認。双葉町大字長塚地内

で、石井技査、森田副主査で現地確認を行っております。

2月16日、農地転用申請案件2件の現地確認。双葉町大字××地内及び××地内で大森委員、木幡委員、事務局から私と石井技査で確認を行っております。

同じく2月16日、許可後の事業計画変更申請に伴う現地確認。双葉町大字××地内で木幡委員と事務局から私（××地区のみ）と石井技査が確認を行っております。以上です。

【澤上会長】

それでは、本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付したとおりで、日程第1、議事録署名人の指名について、会議規則により、議長と出席委員の2名以上の委員となっておりますので、議事録署名人には5番の木幡委員、それから6番の林委員の両名を指名いたします。よろしくお願ひします。

続きまして、日程第2、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【中野事務局長】

資料をご覧ください。議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので審議に付す。令和8年2月19日提出。双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

申請内容をご説明します。

本件は、太陽光発電事業者が太陽光発電設備を設置するため、大字××字××地内の農地を所有権移転し、農地転用を行うものです。

譲受人は、東京都××区×××、××××氏、譲渡人は、東京都××区×××、××××氏です。

申請者について補足説明しますと、申請書の中には出てきませんが、本事業は、××市に本社があります株式会社××××が土地所有者（××さん）と太陽光発電事業者（××さん）を仲介するとともに、発電設備設置後は、事業者から委託を受けて設備を保守管理する計画となっています。

申請農地は、双葉町大字××字×××、地目は田で、面積は×××m²。都市計画法上は

非線引き区域であり用途地域になります。場所については、位置図、現況図をご確認ください。

資料をご覧ください。3の転用計画ですが、(1) 転用の目的は太陽光発電設備の設置、(2) 権利移転の理由については、事業計画書の①のとおりです。(3) 事業の操業期間は許可日から30年間、(4) 施設の概要ですが、太陽光発電設備として、約78㎡の太陽光パネルを6基設置するとしており、工事の期間は、双葉町太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例の受理通知日から令和8年6月30日までとしています。また、土地利用計画図を添付しています。発電した電気は、農地の北西側に設置する1号柱から、既設の××線×××の電柱に電線を繋いで送電する計画となっています。また、設備の外周をフェンスで囲む計画となっています。なお、フェンスは敷地の境界より80～200cmセットバックし設置する計画となっています。

4の権利の設定・移転については、所有権の移転、許可後、永年としています。

5の資金計画については、用地費として×××万円、建築費×××万円の計×××万円について、自己資金で対応するとしています。6の周辺農地への影響については、転用による土砂や雨水の流出はなく、防草シートを設置するため、自然地下浸透はするが、南側の水路に排水できるよう、若干の傾斜は作るとしております。また、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすことのないよう設計・設置するとしています。

申請内容の概要は以上ですが、申請書の添付資料として、申請農地の全部事項証明書、公図、××××氏の資金状況を確認するものとして、領収証、銀行の取引明細書の写しを添付しています。また、発電した電気を送電施設に接続する系統連系承諾書を添付しております。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

なお、農地転用の許可権者は県になりますので、農業委員会としては、許可することが適当かどうかを判断して、県に意見書を提出することとなります。以上です。

【澤上会長】

本件に係る調査を地区担当委員である大森委員にさせていただいておりますので報告願います。

【大森委員】

16日の午後1時半から事務局と現場に行き確認をしてきました。公図を見ていただきますと、×××には既に太陽光発電設備ができています。×××も太陽光となっており、上も下も太陽光となっています。今回の場所は残された場所になっており、太陽光で埋まっています。不安な点としては、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないための措置に記載されている水路に排水できるよう若干の傾斜を作るとなっていますが、これがちょっとわかりません。なぜかといいますと、公図を見ていただきますと、×××の下側が水路になっていますが、これがU字溝になっているため傾斜を作るのは難しいのではないかと思います。また、この場所は第3種農地ということで許可になるのではないかと思います。

【澤上会長】

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

渡辺さん地元ですがどうでしょうか。

【渡辺推進委員】

問題ないと思います。

【志賀会長職務代理者】

1つだけよろしいでしょうか。今の説明で大森委員から説明があったように、周辺は太陽光発電ということになっていますが、建設課で条例を作っているかと思います。説明会をやるようにと話をされていて、その後に受理をすればいいのではないかと思います。⑦で今後やる予定となっており、周りが太陽光であれば反対はされないとは思いますが、説明会をやった後で受理をするべきだと思います。今後こういうことが出てくるのであれば、説明会をする予定ではなく、説明会をやった経緯の書類をもらわないと建設課の方の書類も終わらない限り受理はしないと思いますので、説明会をやった後で受理する方法に則ってやればいいのではないかと思います。今回は受理をしているのでどうしようもないですが、今後は説明会をやって、意見がないということをもって県に進達すればよいのではないかと思います。条例を決めたのだから条例に基づいてやるべきです。以上です。

【渡辺推進委員】

この件について、行政区長から21日説明会があるからと言われましたが、この件です

か。

【中野事務局長】

聞いておりません。

【渡辺推進委員】

行政区長から説明会をやるから出てくれと、当日所用で行政区長は参加できないからと言われた。

【井戸川委員】

原則としては、行政区長は招集も何もせず、議事録の対応だけやることとなる。議事録に署名をすることになるが、行政区長は一切関係がない。あくまでも設備事業者と太陽光事業者が集めないといけない。だから、行政区長は賛否に関係ないということを明確にしていけないといけない。招集する関係者の範囲も 100m 以内とか決まっていますが、それもあって行政区長がそれをやったという署名をすることになっているが、それもまだはっきりしていない部分もある。

【澤上会長】

今お話しされていましたが、2月21日に説明会が予定されていて、25日に届出の受理をしていただくことになっていますが、これは前の日であり、農業委員会はその前に審議をすることは可能なのか。

【中野事務局長】

可能です。先ほど志賀会長職務代理からも本来であれば準備をして説明会を開いてから申請を出したほうが良いという話はありませんでしたが、確かにその話はおもっと思いません。ただ、条例の立て付け上は、並行して行うことは可能です。なおかつ、県とも話をしたことはあるのですが、我々の方で意見書を出した後に、県側の審査基準として、転用行為が実現可能かどうかという点があります。その点で、まず説明会が開かれていない、また意見が出てその意見に対する対応がないという場合の許可を出す時期を保留するかどうかの話をしたことはあります。我々としては、委員会に営農上の支障があるかどうかを判断していただいて、それについて意見書を出していくような形となり、それ以外に条例上の規制が残っているものがあれば県の方で判断をするような形となると考えております。

なお、県の方で許可を出したとしても、条例上の規制があり、説明会が終わってなく、他の法令上の規制がまだ手続き終わってなければ設置はできないことになります。

そのため、条例上の基準が満たされておらず、結果的に太陽光発電事業ができなくなったという場合は許可の取り消しが事業者から上がってくるということになるかと思えます。

制度の立て付け上、あくまでも届出制ということもあって、役場ではちゃんと説明会を開いて、そこで住民からの意見を汲んで、住民からその意見があったことに対して誠実に対応したかどうか記録を取って、それが役場の方に上がってきて、役場で受理をするかどうかということがキーポイントになるかと思えます。

一方で農業委員会としても、それを待って、説明可能かどうかという点もあるかと思いますが、条例上、並行の話になってしまうので、まずは我々の方は営農に支障があるかどうか判断していただいて、条例については、志賀会長職務代理者が仰ったように、説明会を開き、意見を汲んでもらった上で対応するというようになります。

【大森委員】

周りの営農に支障がないとか何かない限りは、基本的に第3種農地は原則転用可能ということになります。

【志賀会長職務代理者】

ちょっとよろしいでしょうか。今事務局長が説明したことについてはわかりました。逆に言うと条例っていらないのではないのでしょうか。条例に農地を含めることはないと思います。今の話だと、説明を開かないと受理しないと書類上になっていないわけであり、農業委員会は並行して動いていくのであれば構いませんが、許可を与えるのは県であり、農業委員会では審議をしなければならないが、条例に基づいてやる必要はないのではないかと思います。双葉町の条例に関して、農地についてはもういらないのではないかと思います。

【井戸川委員】

前の行政区長会で行政区長にそういうことを押し付けないでほしいと言いました。議事録に署名することになっているが、行政区の全部の地域をやるから行政区長の許可が必要になるということであればわかりますが、10kW未満のものは対象外となってくるので、関わる人は本当に少ないんですよ。実際、その隣接だとか100m以内の範囲の関係者だとかと

なると人は集まらないですよ。だからそれでどうなのかという話もありました。判子を押せと言われましたが、なぜ私が押さないといけないのかという話になりますよね。だから、本当にこの条例が本当に効力があるのであればいいけれど、さっきも言ったように疑問なんですよね。ただ、条例ができたからそれに則ってやるのが当たり前だと思いますが。ちょっと未完成の部分があると思っています。

【志賀会長職務代理者】

条例上では、説明会以外に個別で説明することが求められていますよね。

【中野事務局長】

事前の説明と説明会の2本立てとなっています。

【志賀会長職務代理者】

説明会がなくても個別に説明をすればいいのでは。

【中野事務局長】

説明会の実施は必須となっています。

【志賀会長職務代理者】

双葉町の条例がありますが、誰が参加したかわかるように議事録の提出を求めています。誰も来なかった場合は、説明会は成り立たないわけですよね。

【中野事務局長】

その場合は不成立になります。

【志賀会長職務代理者】

そうなった場合はキャンセルになりますか。

【中野事務局長】

説明会が成立するまで何回も実施することになると思われます。

【志賀会長職務代理者】

そうすると、説明会を実施し、許可が出るまで許可書が出ないわけですよ。それを先にやるのはどうなのかということ疑問に思うところがあります。局長が言ったように、何

年も説明会をやっても誰も集まらず許可を与えない状態が1年や2年続く場合もありますよね。

【澤上会長】

業者としては、農業委員会ではもう許可されてますと言って歩きたいだろう。

【志賀会長職務代理者】

それもあるのではないかと思います。ただ、農業委員会では進達をして許可をするのは県になりますが、許可は下りていませんが農業委員会としては、申請を受理してとりあえず進達をした形になりますよね。そのような話であれば、説明会の実施など、すべての手続きが終わった段階で、農業委員会に審議をかければいいのではないかと思います。

【澤上会長】

確かにこの順番についてはどうなのかなと思っている。

【志賀会長職務代理者】

今の話だと、まず許可を出すのが県になります。農業委員会は説明会も何もまだしていない中でいいのかなと思いました。

【井戸川委員】

農業委員会の意見としては、この条例に従って、説明会を開いてほしいと言わなければいけないのではないのでしょうか。賛成するかしないかは別として、手続きだけは1月以降は条例に則ってやらないといけない。

【中野事務局長】

県の許可が下りたととしても、説明会の実施など条例上の規制が残っている場合は、太陽光発電設備の設置ができないことになります。

【澤上会長】

それはそうですね。みんなの同意がないとだめですね。

【中野事務局長】

だからどっちが先かということがあるので、それは条例上の課題になるかもしれません。

【志賀会長職務代理者】

協議をすればいいと思います。

【井戸川委員】

かなり難しくなっていますよね。××県××でも自治体と県も反対している中でなかなかうまくいっていない。結局国がしっかりとした規制を作っていないから、こういう事態が起きるんです。せっかく条例が決まったのだから、条例通りにやってもらうような意見書にした方がいいと思う。説明会を実施し、議事録をもらう流れですが、今までやったことがないため、どうなるかはわからない。

この前の話（行政区長会）だって、何か急に決まって説明がないままにそんなこと言われてもということで揉めた。いきなり我々（行政区長）に話もなく行政区長が証明をすると言われた。

【澤上会長】

県に進達するまでに説明会を終わらせなければならないのか。

【中野事務局長】

そういうわけではございません。

【澤上会長】

最終的な許可はどこが出すのか。

【中野事務局長】

我々農業委員会は意見を付して進達を行います。農地法上では説明会を行わなければならないという縛りはなく、それは条例上の縛りとなります。我々の判断基準は農地法の基準に基づいて適切かどうかということになります。

【澤上会長】

説明会をやりましたという話は業者が出すことになるのか。

【中野事務局長】

業者が町に対して提出することになります。最終的に農地法上の基準が満たされているかどうかということを県が判断して許可を出すような形になります。

【志賀会長職務代理者】

今言っていることはわかりますが、農地を条例から外すということはどうでしょう。農地法は条例より上になると思うので。

【澤上会長】

これ簡単に外せるのか。

【志賀会長職務代理者】

簡単に外せるのではないのでしょうか。

【中野事務局長】

条例から外すとハードルが下がるので、今までどおり太陽光発電設備の設置になります。

【志賀会長職務代理者】

そういう方向性で行けばいいのではないのでしょうか。私が思っているのは、農地法という法律があるからあれでしょうが、条例に農地を対象とすることであれば、その条例に特化してやらないといけませんよね。条例上は説明会を実施した上で手続きをしなければならないが、農地法上は説明会を実施しなくても農業委員会の中で、何も意見がないということに通すことができます。条例より法律の方が上ですから、双葉町の条例に当てはめる必要はないのではないかと思います。

【井戸川委員】

今更ですが、非線引き区域の記載があると思いますが、4つ（市街化区域、市街化調整区域、非線引き区域、都市計画区域外）の違いについて、局長から教えていただけませんか。

【中野事務局長】

非線引き区域は市街化区域があるかどうかという話になりますが、双葉町は市街化区域がないので、非線引き区域になります。この区域は農振地域ではなく、都市計画区域になります。

【井戸川委員】

ここは都市計画区域ですか。

【中野事務局長】

今挙がってきている案件の場所は都市計画区域内であり、農振地域から外れています。先ほど大森委員が仰っていたのは、第3種農地扱いになるので原則転用は可能となります。ただ、周辺に農地がある場合、営農に支障があれば意見を出して計画を修正してもらったり、こうした方がいいという話は委員会から相手に補正の連絡をしていきます。

【井戸川委員】

だから農振地域というのは、営農型という形になっていくんですね。

【中野事務局長】

営農型は農振地域でもできますが、野立て型は農振農用地区域の除外をしないとできません。

【志賀会長職務代理者】

ある程度の目安を作ればいいのではないのでしょうか。都市計画区域として、第3種農地であれば原則転用が可能であるということであっても、やっぱり説明会は条例上やらなければならないということがあります。農地であれば当然、農業委員会に審議にかかるわけですね。そうすると今の双葉町の条例に引っかかってくる部分があるとすれば何か農業委員会の中でルールみたいなものを作っていったらどうだろうと思います。

【井戸川委員】

××地区については、ほとんど非線引き区域ですか。

【中野事務局長】

そうではないです。

【井戸川委員】

この非線引き区域というものは、農振地域以外のところですね。××地区等の地域のことを指しているのか。

【中野事務局長】

そのとおりです。

【井戸川委員】

だから、場所に関して気をつけていかないと前回×××の前の場所が許可されたように、これから復興計画を立てていく場所なのに、もったいない感じがします。××地区だって今基盤整備の計画を立てているのだから、太陽光発電設備の設置がされたりしたらどうなるのかと思うんですよね。

【澤上会長】

山側の方は、非線引き区域外なのか。

【井戸川委員】

非線引き区域外である。

【澤上会長】

説明会も開きながら同時に進めていくということで構わないのか。

【中野事務局長】

説明会を開いてもらって、収まるかどうかになります。

【澤上会長】

収まらなかったらだめなのか。

【中野事務局長】

例えば反対意見が多かった場合は事業者で何か対応を考えなければなりません、特になければそのまま進みます。

【大森委員】

事務局から聞いたが、公図を見ると、×××が今回の対象区域であり、×××も土地所有者が同じである。この2つの場所を続けて太陽光発電事業できるのかと聞いたらできないと言われた。後で×××についても太陽光やりたいと言われるのではないか。

【中野事務局長】

それはできません。連担要件があり、土地がくっついている場合は1か所しかできないため、他はできない形となります。本当はまとめてやればいいんですけど、書類を見る

とわかりますが、50kW以上はできないからとなります。50kW以上だと管理とかの他の手続きが増えてしまうので面積的に1反程度に収めるということになります。続けて同じ人が土地を持っていても1か所しかできない旨の内容が経産省から出ているので、新しく太陽光発電設備として利用できないためそこは農地として使っていくしかありません。

【井戸川委員】

×××及び×××は土地の所有者同じですよ。例えば×××を息子に相続した場合は、太陽光として使用することはできるのか。

【中野事務局長】

使用できません。

【大森委員】

どちらにしろ、ここでは許可をするしかないのでは。実際説明会については書類上実施することが見込まれていますので。

【井戸川委員】

許可は許可でも条件をしっかり伝えないといけない。

【木幡委員】

やはり最初は説明会をやってもらい、説明会をやったことがわかるものをもって農業委員会にあげてくれれば一番いい形である。だからその形を今後やっていきましょう。

【志賀会長職務代理者】

説明会で何か問題が出てきた場合に、手順を踏んだ中で農業委員会で審議をして進達をするのであれば私はいいのではないかと思う。

【澤上会長】

行政区長としてはどうですか。

【井戸川委員】

私はあまり関係ないけれど、順番は大事であり、説明会を先にやらないといけないということはそのうちのことですよ。

やはり事務局が事務的に説明会は終わったのか確認し、終わったという話及び議事録があれば受理しますというような流れがいいと思う。ただ、説明会が先でなくてもいいという見解ですね。やはりこれから先いろいろ問題があつてそういう条例ができているのだから、その条例に則って説明会を先にやることはいいのではないかと思う。どこの自治体もこの方法でやっているのだから。

【澤上会長】

どうですかね。これ町の方に1回相談できないか。

【中野事務局長】

事務方の悩みとしては、行政手続法の話ですが、申請したものを法令の制限なしに拒否できるのかどうかということであり、皆さん仰る通り、そういう説明会等もろもろ終わってから受付けをすることが一番いいのですが、そういう立て付けになっていません。それを農業委員会の決め事としてやった際、例えば訴訟になったときに負けてしまう可能性があります。要するに、我々は適切な書類が上がってきた場合は受付けをしなければならぬので、説明会を開いていないということを理由に受理をしないということができるかどうかです。そこはちょっと相談させてください。

【志賀会長職務代理者】

農業委員会で審議をして、進達するために説明会を行う。その説明会の結果を踏まえて進達をしないということはできなのか。説明会の結果を見て進達するという流れで、協議はするが、進達することを遅らせることはできるのか。

【澤上会長】

次回に遅らせるということか。

【志賀会長職務代理者】

進達は必ず行いますが、議事録を確認し、意見等何もないことをもって進達するのですが、それは可能なのか。

【中野事務局長】

進達するとなると標準手続処理期間があるので期間を超える可能性があります。

【志賀会長職務代理者】

だめということか。

【中野事務局長】

だめというわけではないが、説明会に参加した人が少なく次に持ち越しとなった場合に、1か月から2か月の間農業委員会事務局で手続きを止めていた時に怠慢だと言われてしまう可能性があります。そこについては、他の機関と相談させていただき、次回の定例総会の時に報告させていただきます。この方法がいけるのであれば、説明会が終わってから受付けをしましようというようなことになるかと思います。

【井戸川委員】

先ほど言ったかと思いますが、県としては、町の条例だから説明会がなくてもいいですよという見解なのか。

【中野事務局長】

なくてもいいということではなく、説明会を開いた事実行為によって、町として受付けするのでそれを待つかどうかという話になります。県は転用事業が実現可能かどうかを見ており、一方で町は、住民説明会を開かないことには受付けをすることができないので、そうするといつまでたっても太陽光設備自体ができないのでその見込みは求められると思います。今回は説明会の予定を入れさせてもらって、県の方に進達することになります。

【木幡委員】

今の説明のままだと、話がいつまでも進まず、やはりどこかで基準を設けないといけない。あやふやになってしまっている。

【澤上会長】

今回のこの説明会をやってから受付けをする流れが可能かどうかはいつわかるか。

【中野事務局長】

まずは建設課と検討を行い、県へそういう対応が可能かどうか確認をします。場合によっては弁護士にも話を聞くこともあるかと思います。

【澤上会長】

そうすると相当時間かかると思うので、この件についてはこれで通しても構わないか。

【中野事務局長】

現時点では取り決め事はないので問題ないです。

【澤上会長】

今回はこれで通して、これ以降は各機関との調整結果に応じた対応で進めることでよろしいでしょうか。

【中野事務局長】

説明会をやって受理をしたからといって、簡単に進むことはなく、他の関係法令の手続きが終わっていない場合はその許可が下りないと進まないことになります。

【澤上会長】

他に質疑・ご意見ありませんか。

(「なし」の声)

【澤上会長】

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第2号の農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可相当の意見書を付して福島県に進達することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。

議案第2号の農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可相当の意見を付して福島県へ進達することに決定いたしました。

【澤上会長】

続きまして議案第3号「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」を議題とします。職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【中野事務局長】

資料をご覧ください。議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請につい

て」、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので審議に付す。令和8年2月19日提出。双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

申請内容をご説明します。

本件は、国道6号の双葉地区事故対策事業の道路計画に基づき、道路の拡幅及び歩道の設置を行うにあたり、当該申請地が施工範囲にかかるため、当該申請地を一時転用するものです。

被設定人は、××県××市××町×××、××××株式会社××××氏、設定人は、××県××大字××字×××、××××氏、××県××町大字××字×××、××××氏、××県××市××町×××、××××氏、××県××大字××字×××、××××氏の合計4名になります。

申請農地は、双葉町大字××字×××、×××、×××、×××の合計4筆で、地目は全て畑、一時転用面積は合計×××㎡になります。ここは非線引き区域の都市計画区域内に該当します。

場所は、位置図、申請農地の全部事項証明書、公図をご確認ください。

3の転用計画ですが、(1)転用の目的及び(2)権利設定の理由としては、事業計画書の①のとおりです。(3)施設の利用期間、一時転用の期間ですが、許可日から12か月間としています。(4)施設の概要ですが、土地利用計画図、工程表をご覧ください。

まず、土地利用計画図では、作業ヤードの中の農地と宅地の部分、土のうの設置箇所が示されており、また、工事期間に対して、12か月間の一時転用の期間を取っているのは橋梁上部工の工事後、道路の拡幅工事を計画しているからです。

4の権利の種類については、賃借権を設定するとしています。

5の資金計画については、工事費用約×××万円について、××××株式会社の資金で対応するとしています。6の被害防除措置について、大型土のうの設置をすることによって、転用による土砂や雨水の流出はないとしています。また、周辺に農地もなく構造物も無い場合、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすことのないとしています。

事業計画書をご覧ください。既に説明した内容は省略しますが、③の転用行為の妨げとなる権利についてはありません。④の申請農地が土地改良区内にある場合の調整状況については、今回の申請農地は××土地改良区の受益地外になります。⑪の一時転用の場合に

おける農地への復元方法については、原形復旧にて引渡すこととしております。

申請内容の概要は以上ですが、申請書の添付資料として、××××株式会社の履歴事項全部証明書、定款、工事請負契約書、工事用地の借地に関する賃料の根拠資料を添付しています。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願ひいたします。なお、農地転用の許可権者は県になりますので、農業委員会としては、許可することが適当かどうかを判断して、県に意見書を提出することとなります。以上となります。

【澤上会長】

本件に係る調査を地区担当委員である木幡委員にさせていただいておりますので報告願ひます。

【木幡委員】

2月16日の午前中に事務局と現地を確認しました。既に歩道の設置の基礎になる支柱がすでに出来上がっていて、上に歩道を作るような状態になっていました。この地区については、営農に支障は及ぼすものはないと考えますので適当と考えます。以上です。

【澤上会長】

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

【澤上会長】

国道6号ということで国の事業なんですよ。

【木幡委員】

駅をまっすぐ進み××病院に行く手前の前田川に橋があると思いますが、あの橋から××の××方面へ国道6号に沿って並行に歩道ができることになるみたいです。

【澤上会長】

国道6号の拡幅工事の予定はあるのか。

【中野事務局長】

拡幅予定となっています。××から××にかけていま行われています。今、歩道工事をやって、そのあと道路の拡幅工事が予定されています。今は×××さんのところで歩道が

切れているので、×××さんのところから天神橋の方まで伸ばす予定となっています。

【澤上会長】

他に質疑・ご意見ありませんか。

(「なし」の声)

【澤上会長】

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第3号の農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可相当の意見書を付して福島県に進達することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。

議案第3号の農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可相当の意見を付して福島県へ進達することに決定いたしました。

【澤上会長】

続きまして議案第4号「農地法第5条第1項の規定に基づく許可後の事業計画変更申請について」を議題とします。職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【中野事務局長】

議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画の変更申請があったので審議に付す。令和8年2月19日提出。双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

本件は、令和××年××月××日付け福島県指令相農林第×××号で農地転用許可を受けた事業計画の変更申請になります。

×××が、双葉町大字××字×××、地目は畑、面積計×××㎡について、商業施設の駐車場を目的として農地転用しているものですが、計画を進めていく中で、当該敷地含む駐車場用地の有効活用の検討から当初駐車場レイアウトの変更をするとともに、公共用地として活用するなかで地域住民への公共サービスの一環でゴミステーションを設置する期

間も勘案し、区画レイアウトの変更と工事期間を令和8年1月31日を令和8年3月31日まで延長するため、事業計画変更を行うものです。変更後のレイアウトは63ページのとおりです。

以上です。ご審議方よろしくお願ひいたします。

【澤上会長】

本件に係る調査を地区担当委員である木幡委員にさせていただいておりますので報告願ひます。

【木幡委員】

2月16日に先ほどの議案と同じ日に現地を確認しました。今この場所に商業施設を作っております。そこの中の駐車場の計画変更というわけで、どうこうするものではありませんが、計画が変更になりこういう風になっているとのこと。大きな問題はなく、今砂利が引かれ駐車場になっており、どうこう言う部分でもありませんので、特に問題はないと思います。

【澤上会長】

では、皆さんの方から質問等ありましたら願ひします。

【志賀会長職務代理者】

この変更申請に関して、基本的には今後、事務局でこういう状況や時期から事前に対応していただきたい。結局工事が終わる期間である1月31日を3月31日まで変更するという事は、1月15日に変更していなければ、許可を新たにもらう間は転用の許可をもらっていないことになります。細かいことを言うと、もっと前に今回の件について相手である双葉町にレイアウトが変わったかどうかわからないが、早く申請をしてもらった方がいいと思う。そうでないと、期間が切れているので農地法上から言えば、無断転用の話になるんじゃないかなと思うので、今後こういうことがあるのであれば、事務局の方で把握しながらその担当しているところに話をさせていただければと思います。

【澤上会長】

他に質疑・ご意見ありませんか。

【澤上会長】

ゴミステーションはどこに設置するのか。

【中野事務局長】

補足させていただくとともに経過を説明します。

当初この事業計画については1月30日で完了するというので完了報告を1月末日で出す方向で進めておりました。

その際に、この図面が上がってきたときに、今会長からご指摘のあった、ゴミステーションの話が出ておりました、ゴミステーションがある話になれば事業計画変更ということで、県の方と調整して、事業計画変更を出させる流れになりました。

1月末日が工事の完了で終わってはいるんですけども、この事業計画変更の計画承認手続きがあるということで、私ども事務局の方から、3月末にしてくれということでお願いしました。このゴミステーションについてはもともとあった××××さんの場所にあったものをこの場所に持ってきた形になります。

商業施設を作っている中でゴミステーションがあった場所が出入口になったので、そのゴミステーションの移設先として、住民生活課と復興推進課の間で調整をして今回の場所を選んだと聞いております。

この部分、先ほど、志賀会長職務代理者からのご指摘があった通り早めにその話をいただいとけば、1月の定例総会に出させてもらえた話だと思うんですけど、それがなかったので、今後はその点について気をつけていきたいと思います。

私からは以上です。

【澤上会長】

このゴミステーションは、ここの地区に住んでいる人だけじゃなくて、ここにできる商業施設に出店する業者も利用できるのか。

【中野事務局長】

業者は利用できません。家庭ごみのみであり、この地区に住んでいる家庭のみ利用可能です。事業用は別なので、このゴミステーションは利用できません。

【澤上会長】

皆様の方から何かありますか。

(「なし」の声)

【澤上会長】

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

(「なし」の声)

【澤上会長】

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第4号の農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、承認相当の意見書を付して福島県に進達することにご異議ございませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。

議案第4号の農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、承認相当の意見を付して福島県へ進達することに決定いたしました。

本日の議案審議は以上になります。

(14時37分 終了)

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

農業委員会 会 長 澤上 榮

議事録署名人 木幡 治

議事録署名人 林 和男